

会議の名称	令和元年度第1回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	令和元年8月27日(火)午後3時～4時20分				
開催場所	東村山市役所 北庁舎2階 第3会議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 佐藤佳弘会長・臼井雅子委員・日下直喜委員・嶋田節男委員・古瀬礼子委員・森聡委員 (市事務局) 東村総務部長・高柳総務部次長・武藤総務課長・湯浅情報公開係長・鳴海情報公開係主任</p> <p>●委員欠席者：松原きみ子委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	1 会長挨拶 2 議事 ・情報公開制度の運用状況報告(平成31年2月～令和元年6月分) ・情報公開条例の改正案(概要)について 3 報告 ・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の平成30年度運用状況				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・鳴海 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
(1) 会長挨拶 ○佐藤会長 皆さんこんにちは。本日は公私ともお忙しい中、本年度第1回目となります情報公開運営審議会へご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 本日の審議会もよろしくお願ひします。 それでは傍聴のかたがいらっしゃれば入室していただければと思いますが、傍聴のかたはいらっしゃいますか。 ～ 傍聴者0名 ～					
(2) 情報公開制度の運用状況報告(平成31年2月～令和元年6月分) ○佐藤会長 それでは事務局より説明をお願いします。 ～配布資料「東村山市情報公開制度等運用状況(平成31年2月～令和元年6月分)」より、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する～ ○湯浅情報公開係長 それでは、「1 情報公開請求件数」をご覧ください。平成31年2月から令和元年6月までの累計です。 「出された請求書の枚数」である「請求数」は23件で、うち、市民や市内事業者からの請求である義務的請求が18件と約8割、市外在住者や市外の事業者からの任意的申出が5件です。					

次に請求件数ですが、一枚の請求書で複数の課に請求できるので、所管課別でカウントした請求件数の方が多くなり25件です。

決定の内訳は、全部公開が32%、部分公開が56%、文書不存在による非公開が12%です。

情報公開請求の件数は、平成20年度の151件をピークに減ってきて、24年度から昨年度までは50～60件台で推移しています。今年度も7月末時点で20件の請求件数がありましたので、年度末で60件ほどになるかと思えます。

「2 所管別内訳」をご覧ください。

生活福祉課が6件と一番多くありました。請求内容は、被保護世帯の子どもが大学等に進学した場合、子どもを親とは別世帯とみなす世帯分離という事務手続を市が行うのですが、この手続に関する事務処理マニュアルや実際に世帯分離決定をしたケース記録を見たいというもの。そのほか、都の指導監査の結果や委託事業者から出された報告書の公開を求めるものでした。

次に「3 情報公開請求の状況」をご説明します。全部公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者印影」だけのものは説明を省略します。では説明に入ります。

No. 50。市民課と保険年金課の窓口業務を民間事業者に委託していますが、その契約書と毎月業者から出される業務完了報告書の請求です。報告書中、受託事業者の従業員の氏名と印影を個人情報で伏せました。

No. 54。生活保護受給者金銭管理支援業務、これは、自身での金銭管理が困難で生活に支障をきたしているかたを対象に、ご本人の同意を得た上で金銭管理や家賃や公共料金の支払い代行を受託者の支援員が行う業務です。この業務について受託事業者から毎月出される業務報告書の請求です。個人情報のため非公開としたのは、金銭管理支援の対象者の氏名・生年月日・年齢・住所・電話と、担当の支援員名です。

No. 55。市が国から地方交付税を受けるために作成する算定台帳の請求です。30年度分まで公開しています。毎年夏頃にその年度分を作成するものなので、31年度分はこの時点ではまだ作っておらず不存在で非公開となりました。

No. 1。昭和38年に厚生労働省から出された「生活保護法による保護の実施要領について」という通知に、夜間大学に行きながら生活保護を受けられる場合について記載があります。「その者の能力、健康状態、世帯の事情等を総合的に勘案の上、稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められる場合で、かつ、就学が世帯の自立助長に効果的である場合には、夜間大学等で就学しながら保護を受けることが出来るものとしてさしつかえない。」という内容です。この「稼働能力を十分活用しているか否か」を市が判断するための基準を公開してほしいという請求です。生活福祉課では、この判断については受給者ごとに状況は様々であり一律の基準を設けることは困難なため、市では基準を作成しておらず、また国や都からも基準の通知は受け取っていないため、不存在による非公開決定となりました。ちなみにこれは他市の市民からの電子申請による請求で、このあとも同じかたから似た内容の請求がありました。

No. 2。市民スポーツセンターと東村山駅西口公益施設サンパルネの前回の指定管理者選定において一位事業者から出された企画提案書の請求です。どちらの施設も一位事業者は東京ドームグループであり、公開・非公開の決定にあたり、公開されると困る部分はあるか、ある場合はどういう理由で非公開を望むのかの意見照会をしています。サンパルネの提案書については、社員の氏名、メールアドレス、生年月日、顔写真、総括責任者が持っている資格の一覧などを個人情報で非公開にしました。また、取引関係のある法人の名称、公益施設にあるジムの機材名、備品

の明細、回数券等の導入実績、従業員への研修や消防訓練の内容、他自治体にある類似施設で指定管理をした際の年間経費や人員体制などを、事業ノウハウに該当し、公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、法人情報に該当し非公開としました。

スポーツセンターの提案書についても、事業ノウハウであると判断した部分、東京ドームグループと取引関係のある法人の名称等を法人情報で非公開にしました。例えば「オリンピック選手の〇〇さんが所属する●●会社とつながりがあってスポーツセンターでこういう講座をやってもらうことができます」といった部分について、会社独自の売りであり他社に知られたくない情報であると東京ドームから申出が有り、法人情報で非公開にしました。また、社員や施設利用者等の氏名や顔写真は個人情報で非公開にしています。

No. 3。これはNo. 1と同じ請求者からです。さきほどの「保護の実施要領について」という厚生労働省通知に「次のいずれかに該当する場合は、世帯分離してさしつかえない」として、奨学金を受けて大学へ行く場合、専門学校に行く場合でその就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合などと書かれています。この「世帯分離の決定」を市がする際の事務処理要領や手引、査察指導員という地区担当ケースワーカーの指導監督を行う職員がケースワーカーに対して世帯分離手続の指導をするために作った文書などがあれば公開してほしいという請求です。生活福祉課では、一般に公開されているため請求者がこれは公開不要とあげている生活保護手帳、別冊問答集、運用事例集に基づき世帯分離の決定を行っており、それ以外に事務処理要領に値するものは作成していないため、文書不存在による非公開決定となりました。

No. 4。生活保護法には、過失や不正な理由等により生活保護を受けた場合には返還しなくてはならないと定められています。この返還金対象者の一覧の請求です。平成25年度に、生活保護担当の職員が複数の担当ケースで保護費の算定を誤り、数年に渡って保護費を過大又は過小支給をしていた疑義が判明しました。判明時に市長がプレス発表を行い、生活福祉課で誤支給をした金額の調査、過大に支給してしまった世帯を訪問して返還になることを説明するなどの一連の処理を行いました。この件で保護費の返還対象となったお一人が、公開請求手続を弁護士に委任して、No. 4の請求を行っています。このため、委任したご本人の氏名とケース番号は公開していますが、そのほかの返還金対象者のケース番号、氏名など個人が特定できる部分は個人情報で伏せました。

No. 5。警察から図書館へ刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会書が届いて、警察に市民の情報を提供した記録があれば公開してほしいという請求です。過去5年のうち1回だけ照会があり回答しておりその起案書を部分公開しました。捜査関係事項照会書については、情報公開請求の対象になった場合は必ず警視庁の情報公開センターへ公開の可否を照会するよう求められています。照会したところ、「どこの警察が誰に関するどの日時の情報調べているか」ということがわかる部分は非公開にしてほしい、これが公になると、捜査事件の被疑者や関係者の逃亡・証拠隠滅のおそれがあり、捜査に支障が生じるためという回答でした。このため、起案書や照会書、市の回答文書の日付、照会のあった警察署名、照会日、警察職員名といった「どこの警察がいつ照会してきたのかがわかる部分」と、どういふ捜査のためなのかという照会理由、貸出があったかを知りたい特定の日付、照会対象者の氏名・生年月日・電話番号・住所・図書館の利用登録日付と最終利用日付を、条例第6条第7号犯罪の予防・捜査等情報に該当し非公開としました。ちなみに「何の本を借りたか」ということは照会事項に入っていないので回答していません。照会があったとしても、利用者の思想に関する要配慮個人情報にあたることや、捜査に

どうしても必要な情報とは考え難いという点から、捜査令状ではない捜査関係事項照会書では回答できないと考えております。なお、「図書館システムの利用者登録画面のハードコピー」は、これもシステム製作会社に照会をした上で、製作会社の事業運営上のノウハウに当たり、公開すると競争上又は事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、法人情報に該当し非公開としています。

No. 6。これもNo. 1と同じ請求者からです。世帯分離の決定を実際にした決裁伺が書かれているケース記録の請求で、該当する21世帯のケース記録のうち、世帯分離の決定について書いてある部分を公開しました。対象の被保護世帯が特定されることがないように、氏名のほか勤務先・通学先・進学先・志望校・受診医療機関名・疾病名などを個人情報で非公開にしています。

No. 7。西武遊園地駅のエレベーター設置について、西武鉄道との協議内容がわかる文書の請求です。「公開した文書名」欄には「八坂駅バリアフリー化事業に関する打ち合わせ記録（平成30年度分）」とありますが、この文書のなかに西武遊園地駅のエレベーター設置についても記載があるためこれを公開しました。西武鉄道の打ち合わせ担当者氏名は、個人情報で非公開としています。また、「H29年度の西武鉄道との協議内容がわかる文書」は、所管課では口頭による申し合せの確認で十分と判断し、文書記録を残していないため文書不存在で非公開となりました。

No. 9。武蔵野線に久米川新駅を実現させるために旧国鉄と市が打ち合わせた記録や、実現に向けて可能性を検討した文書の請求です。旧国鉄時代に打ち合わせをした記録は残っておらず、打ち合わせがあったかが分かる文書も残っていないため、文書不存在で非公開となりました。また、新駅実現に向けた検討文書も、平成12年の都市計画マスタープラン策定後、財源や設置場所の問題等から検討が進んでおらず、文書を作成していないために不存在で非公開となりました。ただ、平成5年に市が、久米川新駅等の検討調査業務を民間業者に委託していて、業者が調査結果をまとめた報告書の概要版が中央図書館に保管されており、閲覧コピーが可能であることがわかりましたので、請求者にはその旨お伝えしました。

No. 14。「市立保育園の園外プール活動に伴う送迎委託」の業者選定時の書類の請求です。この契約では、複数業者から業務の見積書を出してもらい、金額の最も低い業者と契約する「見積合わせ」という業者選定方法をとっています。見積経過調書という見積書を提出した各社の名前と見積の総額などが書かれた書類を公開しましたが、このうち、「市が設定した契約の予定価格」を非公開にしました。これは、この委託はほとんど同じ内容で毎年契約するものであり、予定価格を公開すると来年度以降の委託の予定価格が推測されてしまい、その結果落札価格が高止まりになるなど公正・円滑な契約執行に支障が生じるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開としたものです。

また、各社から出された「見積書の内訳表」のうち、時間制と距離制での運賃単価をいくらで見積もったかがわかる部分は、各社の内部情報であり公開して同業他社に知られると競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、法人情報に該当し非公開としました。

No. 15。運動公園にあるSLの解体撤去費用が6月議会で審議された市の補正予算書に計上されていますが、この費用が計上された経過を知りたいという請求です。このあとのNo. 16、17も全く同じ請求がそれぞれ別のかたから出されたものですので、No. 15のみ説明いたします。「公開した文書名」欄をご覧ください。大きく分けて5つの文書を公開しています。

一つ目が「運動公園設備等劣化度調査委託」の契約書類と事業者から出された調査結果報告書、委託料を事業者を支払った支出命令書などです。この調査は、30

年6月の大阪北部地震でブロック塀が倒れて児童が亡くなったことを受けて、11月に運動公園のバックネットや照明などの設備の劣化度を調査したもので、調査対象にSLも入っています。

二つ目が「運動公園の大気中アスベスト濃度調査委託」の契約書類と調査結果報告書などです。劣化度調査の結果、SL内部にアスベスト含有材料が露出しており飛散の危険性があるとわかったため、今年4月に大気中アスベスト濃度調査をしたものです。

三つ目が、二つの調査結果を受けて、SLの状態調査をJR関連事業者に依頼したいという起案書です。

四つ目が、JR関連事業者から機関車状態調査報告書が出たことを受け、今後SLをどうするか市の方針決定をした起案書です。

五つ目が、SL解体撤去費用等を6月の補正予算に計上するために市民スポーツ課が作成した補正歳出予算要求書です。

「部分公開とした箇所と理由」については、劣化度調査の委託業者を選ぶ入札経過調書一式中「入札を辞退した業者の辞退理由」と、委託料の振込先口座の情報を法人情報で伏せました。ただし、「振込先口座の口座名義」は、委託先の事業者名と同一ですので公開しています。また、委託契約書類のうち、「委託業者及び協力会社の従業員の氏名、住所、生年月日、学歴、職歴、印影」を個人情報で非公開にしました。なお、委託業者等の従業員のうち、一級建築士の資格保持者については建築士法により一般に名簿が公開されていますので、氏名と生年月日を公開しています。そのほかの作業環境測定士や現場代理人等は一般に名簿が公表されていないため、個人情報で氏名を伏せました。なお、補正歳出予算要求書には事業者に依頼して提出してもらったSL解体撤去工事の見積書が付いています。見積書のうち、事業者名と見積総額、また、見積内訳のうち「仮設工事一式はいくら、機関車解体工事一式はいくら」という大きなくくりでの品名と金額については、事業者に公開の同意も得てあり公開しています。ただし、さらに詳細な内訳、例えば仮設工事一式の中味はどんな作業費と単価の積み上げになっているのかが書かれている部分については、事業者の業務ノウハウと内部情報に当たるので法人情報として非公開としました。この部分は事業者からもノウハウなので伏せてほしいとの回答でした。

公開請求に対する決定に不服があるとして、審査請求を出されたものはありませんでした。運用状況報告は以上です。

○佐藤会長

運用状況について、ご質問、若しくは確認したい点がございましたらよろしくお願ひします。

○嶋田委員

No. 1、3について伺います。

東村山市と北多摩近隣市とのベンチマークで、北多摩5市でもこの文書は存在しないとの決定になったのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

近隣市の決定内容については確認しておりません。

○嶋田委員

生活保護事務を遂行する上で無くても良い文書なのかを確認をしたく伺いました。市が独自で作成した基準や事務処理要領等はない無いのことですが、そのことについて、市民からのクレームの有無や、あとで考えれば不適切であったという観点がなかったか、経営品質のリスクマネジメントの観点からこの質問を

しております。

○佐藤会長

他市の情報も持っていただければということですね。

No. 1の文書不存在のように、判断しなければならぬものがあるが、判断基準が曖昧に示されているので、客観的な基準が無いままに運用しなければならない事例が仕事上たくさんあることかと思えます。結局は、1つ1つのケースを検討し、ケースに合わせて判断する運用をされているかと思えます。ですが、それで文書不存在となりますと、同じ疑問が繰り返されるのかなと感じました。

ただ、やむを得ない仕事のやりかたではあります。新しく担当されるかたは、法令上の曖昧な表現の基準だけでは判断出来ないで、結局、過去の事例を見て、それと照らし合わせて判断されているのだらうと思えます。

ですから、過去の事例で、こうケースならこういう判断をしているというものでも何か用意されていれば、請求されたかたも少しは納得されるのかなというのが私の感想です。

○臼井委員

昭和38年は50年以上も前です。これまで何度かこういった世帯分離のケースがあって、その都度担当者は何らかの記録を残してはいなかったのだろうかという疑問があります。その記録を公開すべきかどうかまでは別ですが、この50年事務処理要領等何もないままケースごとに判断されてきているのであれば、判断の公平性というのは担保出来ていたのだろうかという疑問が残っております。

○湯浅情報公関係長

生活保護事務において、被保護世帯に世帯分離であったり、学校に行くけれども生活保護を認めるといった決定をする場合は、ケースワーカーの単独判断ではなく必ず上司の判断を仰ぎ決裁を受けますので、個々の被保護世帯のケース記録には、そのときどのような判断でどういう決定をしたかの記録が残っております。ただし、こうなった人にはこれを当てはめる、ここから下は当てはめないというような一般化した市独自の基準は作成していないとのことでした。

○日下委員

東京都では通称「青本」と呼ばれる生活保護事務の事例集を作成しています。No. 3で請求者が公開不要としたものです。青本は、東京都特有の事例も含め指導指針をまとめた事例集ですので、都内区市町村の福祉事務所は生活保護事務のバイブルの1つとして拠り所にし、一定の判断基準として活用して、都内区市町村間で大きく判断の差がでないよう公平性を保ちながらやっています。青本を活用しても疑義が生じる場合は、東京都へ問合せで指導を受け、妥当と思われる見解をいただいたうえで判断しています。

○佐藤会長

客観的な基準がないものはやはり事例と照らし合わせて判断するという形でしょうね。

○日下委員

東京都は区市町村からの照会によりたくさんの事例を収集しています。積み重ねのデータを持っておりますのでそれで一定の助言はしていただけます。

○臼井委員

青本というのは、改訂はどの程度のペースで行われるものなのでしょうか。

○日下委員

内容の見直しや区市町村の要望を受けた小さな改訂は毎年ありますが、例えば、法が変われば国の指導指針も変わりますから、そういうときには大きな改訂もあります。区市町村においては、法に加えて東京都という特殊性を加味した事例が

掲載されている青本が、具体的な判断基準を示すものになっております。

○嶋田委員

その青本というのは、東京都が情報公開しているものでしょうか。

○湯浅情報公関係長

一般のかたが書店で注文すれば購入可能なものです。請求者のかたが青本を公開対象から除いているのは、既に購入等により入手されているからと思います。

○嶋田委員

そういう事情が分からなかったので、「文書不存在」の一言でぱっきり切られているのかと思いました。

○日下委員

この請求者は東村山市独自のマニュアルを求めているので、独自で作成されたものは無いという意味での「文書不存在」という回答になっています。

○嶋田委員

「請求公文書の名称又は内容」欄に「国及び東京都が策定したもので、市が保存しているものを含む」と書かれています。青本など、国や東京都が作成しているものはあるわけですが、市が持っている国都が作成しているものは、請求者が不要としているものだけということですね。この運用状況に残すときに、そういうことを備考欄に記載していただけたら良いかと思います。

○湯浅情報公関係長

「一般に公表されているものは不要と、請求者から申し出があった」といったことでしょうか。

○嶋田委員

そうですね。

○日下委員

No. 3の「請求公文書の名称又は内容」欄にはその旨の記載があります。

○臼井委員

ありますが、一般の人がこの運用状況を見たとき、内容に埋もれてしまっているように思います。

○日下委員

このかたは市民のかたでしょうか。

○湯浅情報公関係長

市民のかたではありません。

○日下委員

かつて東村山市にて生活保護を受けていたかたなののでしょうか。

○湯浅情報公関係長

情報公開請求では、請求者が進んでお話されない限り請求の理由などは伺いませんので、事情は不明です。

○日下委員

他市のかたであれば、自身が住んでいる市で情報公開を行ったが、回答が芳しくないため、他に聞いてみようということで、他の市に声をかけたということでしょうか。

○湯浅情報公関係長

委員のおっしゃる通りの理由なのか、またはご自分の研究等の目的にご利用されたいのかは分かりません。

○佐藤会長

文書不存在という回答はやむを得ないかと思います。また、No. 3等で、「事例集に基づいて決定を行っている」旨記載がありますので、それで補われている

のではないかと思います。

次に私から、No. 2の部分公開についてお聞きします。No. 2では、企画提案書の公開を求められているのに対し、公開したものは指定申請書になっています。これはどういう経緯なのでしょう。

○湯浅情報公開係長

「公開した文書名」は指定申請書となっていますが、これは、企画提案書が含まれる文書全体の名称が指定申請書でしたので、そう記載しております。1位事業者が提出した企画提案書は、指定申請書一式に含まれております。

○日下委員

同じくNo. 2についてです。総括責任者が有している資格の一覧を非公開していますが、これについて説明をお願いします。

○湯浅情報公開係長

例えば、市側が指定管理者の募集にあたり、募集要項などで総括責任者は必ずこの資格を持っているかたにしてくださいと定めている場合でしたら、その資格については公開しなければなりません。このケースはそうではなく、総括責任者が有している資格を自主的に書かれており、それらは市が必須の資格として求めたものではありませんでしたので、個人情報として非公開にしました。

○日下委員

市が募集要項等で求めたものは公開し、それ以外の資格を非公開としたということでしょうか。

○湯浅情報公開係長

サンパルネの総括責任者については、特定の資格をもっていなければならないとは募集要項で定めていなかったと思います。事業者が自ら総括責任者が持っている資格を記載していたものです。

○臼井委員

プロポーザルで実施したので、自身が指定管理者となった場合には、こういうことが出来る総括責任者を配置しますといったアピールの1つとして記載したのでしょうか。

○佐藤会長

他に質問等ございますか。

無いようでしたら、運用状況においては審議を終わりたいと思います。

(3) 情報公開条例の改正案（概要）について

○湯浅情報公開係長

「東村山市情報公開条例の改正案（概要）」という資料と、情報公開条例から16条と19条を抜粋した資料をご覧ください。

前回の審議会で、「手数料見直しに関する市の考え方」を説明しご了承いただきました。その後、総務課と法務課で、具体的に条文をどう改正すると、この考え方に沿った規定になるかを協議しております。本日は、現時点での改正案の概要をご説明します。資料に沿って、まず改正の経緯と目的を申し上げます。

情報公開手数料は、情報公開条例の制度化に向けて平成10年8月19日に東村山市使用料等審議会に最初の諮問をし、諮問どおり手数料を設定すること、市民か否かを問わず、公開文書1件名につき100円が妥当との答申を頂きました。この答申を受けて、市民か否か事業者か否かに係わらず、公開をうけるかたからは公文書1件名1回につき100円の手数料を徴収することを規定して、平成11年7月1日から情報公開条例が施行しました。そこから現在まで手数料の改定は行ってお

りません。

しかしながら条例施行から20年が経過し、東京都が平成29年7月1日から公文書開示手数料を廃止したことや、多摩26市のうち情報公開手数料を市民についても有料と規定しているのは昭島市と当市のみとなっていること、さらに平成26年度にできた「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」の自治を進める基本原則として「市民との情報共有」をあげていることを踏まえると、情報公開制度の一層の推進のために手数料見直しが必要と考えます。市では平成30年度に手数料見直しに着手し、このたび、「東村山市に在住・在勤・在学の方及び市内の事業者・団体等については、公開手数料を無料とする」という考えのもとに、条例改正案の概要を作成しました。この改正により、市民の市政への参加をより促進し、もって公正で開かれた市政運営を推進したいと考えています。

次に、改正のポイントとなる用語の説明をします。「市民等」という用語です。情報公開条例では「市民等」とは、「第5条の規定により公文書の公開を請求できるもの」を指します。具体的には

- (1) 東村山市内に住んでいる者
- (2) 東村山市内に事務所又は事業所を持つ個人・法人・その他の団体
- (3) 東村山市内にある事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 東村山市内にある学校に在学する者
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が行う事務事業に直接利害関係を有するもの（そのものの利害関係に係る公文書の公開に限る）

が「市民等」に該当します。

次に、主な改正点と考え方です。「東村山市に在住・在勤・在学の方及び市内の事業者・団体等」、これはさきほどの「市民等」をまとめて表したのですが、この市民等については公開手数料を無料とするという考えのもとに、主に16条と19条の改正を予定しています。

まず16条です。現在の16条1項には、「公文書の公開については、別表に定めるところにより公開手数料を徴収する。」と規定しています。これを改正して、「市民等」から請求があり公文書を公開する時は、公開手数料を徴収しないことを新たに規定します。これにより、「市民等」であれば閲覧・視聴・写しの交付のいずれの公開方法であっても、公開手数料はかからなくなります。なお、現在の第3項に「公開に係る公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。」と規定していますが、これは変えません。公開の仕方で、閲覧ではなく写しの交付を希望されたときの1枚10円のコピー作成費用と、郵送による写しの受取りを希望されたときの郵送料実費は、これまで通り請求者の負担とします。

次に19条です。現在の19条第1項は「実施機関は、市民等からこの条例の施行の日前に作成又は取得した公文書の公開の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。」と規定しています。これは、平成11年7月1日の条例施行日より前に市が作成取得した公文書については、「情報公開請求があれば非公開情報を除き市は公開する義務を負う」という条例の対象となる公文書からは外れますが、公開してほしいという申出があれば、市は努力義務として任意で公開しますということを規定したものです。この第1項は削除する方向で検討しています。作成・取得した日が条例施行日より前かどうかにかかわらず、現在保有している公文書は同じく条例の対象とし、「市民等」から請求があり公開するときは公開手数料を無料とするためです。

次に、「市民等」に該当しない人や法人・団体、所謂、東村山市に在住・在勤・在学のいずれでも無い人、東村山市外にある事業者・団体から公文書公開を求める

申出があり、市がこれに応じて公文書を公開することを「任意的公開」と呼ぶこととします。任意的公開については、これまで通り公開手数料を徴収することを規定します。公開手数料の金額は、これまで通り1件名1回につき100円です。公開手数料の金額等を定めている別表の内容は改正しません。写しの作成費用と郵送料については、「市民等」と同様に取扱うことを規定します。

今後の改正スケジュールの予定ですが、9月下旬予定の使用料等審議会に公開手数料の改正について諮り、そこでいただいたご意見を参考に条例改正内容を詰めて、12月か3月の市議会に条例改正の議案を提出する予定です。

なお、前回の審議会で、「市民等」のなかの「実施機関が行う事務事業に直接利害関係を有するもの（そのものの利害関係に係る公文書の公開に限る）」について、

- ・市にふるさと納税をした方
- ・過去に市と契約していた事業者

は利害関係者に入るのか、利害関係者に該当する範囲を整理して明確にしておいた方がよいというご意見をいただきました。この点については、条例施行規則もしくは手引へ範囲を明記する方向で、今後具体的に法務課と詰めていく予定です。

条例の改正案については以上です。

○佐藤会長

条例の改正案について、ご質問、若しくは確認したい点がございましたらよろしくをお願いします。

○日下委員

最後に説明いただいた利害関係者の件です。どこまで、どんなかたを利害関係者と認めるかが大事だということを前回の審議会にてお話しした記憶があります。運用状況を見ると、プロポーザル審査において落選した事業者が1位事業者の情報を知りたいという請求がたくさん出ています。こういう請求者は、この直接利害関係を有するものに入れるのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

今のような事例は、利害関係者になるとは考えておりません。例えば、市外に住んでいるが市内に土地を持っているかたで、その土地に道路を通すので市が採用するといった場合、その土地について市から何らかの処分がされてしまうといった場合に、その道路計画の書類の請求については利害関係者として無料で公開するというのが、利害関係者の具体例です。

○臼井委員

その事例でも、市内事業者であれば無料ですね。

○湯浅情報公関係長

市内事業者はもともと市民等に含まれるので、委員がおっしゃる通り無料です。

○森委員

利害関係人については、条例ではなく規則に限定列挙をすることを予定しているのご説明がありましたが、使用料等審議会の委員の皆様が、利害関係者の部分について具体的なケースまで想像出来るよう、出来れば使用料等審議会の際には、その具体例をわかりやすく挙げたものを配付していただきたいです。

○湯浅情報公関係長

承知しました。

○佐藤会長

その具体例の中には、市民等のうち、市内在勤の中に、市内事業所におけるアルバイト・パート、派遣社員は含まれるかも入れていただいたほうが良いかもしれません。

○湯浅情報公関係長

在勤の方に該当するか否かを勤務形態により差をつけるということは考えておりませんが、例えば2週間程度働いていて、現在は市外在住・在勤のかたはどうするかといったこともありますので、検討します。

○森委員

情報公開の対象となる公文書とは何かについては条例上説明はありますが、公文書以外のものを公開するという点については、何かあるのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

公文書ではないものと言うと、職員が自分だけのメモとして所持しており、同じ課や係の職員と共有していないものが該当します。また、情報公開条例21条に他の制度との調整という規定があります。他の制度で写しやコピーを手に入れられるもの、図書館等で見られるものについては情報公開条例の対象外だということなのです。

○森委員

情報公開請求をしても出ないものに対する請求は、文書不存在決定をすることも確かにそうなのですが、そもそも対応するところなのかということが疑問です。

例えば先ほどの運用状況No. 1と3の件になりますが、市独自の基準が作ってあれば、それを公開出来る、出来ないといった話が出来ます。個々のケースの状況で判断して決定しているので一般的な基準は無いのであれば、そもそも公開請求をしに窓口に来られたときに、そういった文書は作っておらず存在しないので請求をしても出ないという説明が出来るのではないのでしょうか。

要するに、そもそも請求対象の文書が存在しないと判明しているなら、窓口で請求に来られたときにその旨お話出来ないのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

請求時にその文書は市に存在しないことがわかっている場合は説明しますが、それで納得して請求せずに帰るかたもいれば、その説明では納得できないのであえて請求書を出す、存在しないという決定を文書で通知して欲しいというかたもいらっしゃいます。

○佐藤会長

他に質問等ございますか。無いようでしたら、条例改正についての審議を終わりたいと思います。

(4)「附属機関等の会議の公開に関する指針」の平成30年度運用状況

○佐藤会長

それでは、「附属機関等の会議の公開に関する指針」の平成30年度運用状況の報告について、事務局よりよろしくお願いします。

○鳴海情報公関係主任

本日お配りした資料「会議の公開指針のホームページでの実施状況」をご覧ください。こちらの表は、昨年度中に開催された附属機関等の会議が、会議の公開指針通りに市ホームページで情報を公表していたかどうかをまとめたものです。掲載のある審議会は平成31年4月1日現在のもので、実施状況につきましては本日現在のものになります。

「別紙1 指針実施度」をご覧ください。30年度では、評価が「○」、つまり会議録・会議資料・委員名簿の3点すべてがホームページで公表されている会議及

び掲載不要、未開催の会議は57会議で全ての会議について満たされている状態です。なお、29年度の評価「△」の欄が「3」となっておりますが、こちらは地域包括ケア推進協議会、市民ステーションサンパルネ市民運営会議、医療・介護連携推進委員会の3会議について、去年のこの審議会にて評価が「△」と報告したものでございます。今日現在29年度分のこの3会議につきましても全て公表済みであることを申し添えます。

「別紙2 会議録の形式」をご覧ください。「委員や事務局の発言内容がほぼ記録され、やりとりが具体的にわかる会議録」が37件、「要点筆記の会議録」が5件で、合計数は29年度と比較し6件多くなっております。主な要因といたしましては、29年度は事案が出たら開催する会議に含まれていた「総合計画審議会」や「行財政改革審議会」が開催されたこと、作成が遅れている会議に含まれていた「地域包括ケア推進協議会」や「市民ステーションサンパルネ市民運営会議」「医療・介護連携推進委員会」が30年度は遅れずに公表できていることが上げられます。

「個人情報扱う等の理由により会議録が非公開の会議」が10件。「年度中に会議を開催したが、会議録作成が遅れて完成していない会議」が0件。「事案が出たら開催する会議のため、今年度は会議未開催の会議」が5件。「会議自体は30年度中に設置したが、30年度は準備段階で一度も開催していない会議」が0件という結果でした。

会議の公開指針の実施状況については以上です。

○佐藤会長

ご意見ございますでしょうか。

会議録の作成というのは大変な労力がかかるものです。AIを活用した会議録の作成が実用化されてきておりますが、早く試してみたいかがでしょうか。

○湯浅情報公関係長

市の行革担当において、会議録作成の負担軽減としてAIの活用が出来ないかということが1つの課題になっております。

○佐藤会長

他にご意見ございますでしょうか。

無いようでしたら、その他事務局より報告等ありますでしょうか。

○湯浅情報公関係長

事務局からは以上となります。

○佐藤会長

その他、委員の皆様からご意見等がなければ、次回の予定のご案内をいただきたいのですがよろしいでしょうか。

○湯浅情報公関係長

年2回の会議ですので、次回は年明け1月以降を予定しております。

○佐藤会長

ありがとうございます。他にご意見等無いようでしたら終了とさせていただきます。

以上